

## 市立函館病院救急ワークステーション設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、救急救命士の知識および技術を向上し、救急医療の充実および強化を図るため、市立函館病院内に設置する救急ワークステーション（以下「ステーション」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (名称および位置)

第2条 ステーションの名称および位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 市立函館病院救急ワークステーション
- (2) 位置 函館市港町1丁目10番1号（市立函館病院内）

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 院内救命士 市立函館病院において常勤で勤務する救急救命士
- (2) 病院実習救命士 市立函館病院で実習を受ける救急救命士

### (業務)

第4条 ステーションにおける業務は、次のとおりとする。

- (1) 院内救命士による救急救命処置の実施
- (2) 救急救命処置録の管理
- (3) 病院実習救命士の病院実習の実施
- (4) 指導救命士および指導的救急救命士の育成
- (5) 関係機関との連絡・調整

### (職員)

第5条 ステーションに、所長、副所長、その他の職員を置く。

- 2 所長は、市立函館病院救命救急センター長をもって充てる。
- 3 副所長は、市立函館病院救命救急センター副センター長をもって充てる。

### (要領)

第6条 ステーションにおける院内救命士の救急救命処置の範囲を定めるため、市立函館病院に勤務する救急救命士に関する要領（以下「要領」）を定める。

- 2 要領は、市立函館病院が設置する救急医療運営委員会が定める。

### (庶務)

第7条 ステーションに関する庶務は、病院局管理部医局担当課において行う。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。